

最高裁判所 御中

令和7年(ラ)第1003号 特別抗告事件についての意見書

石崎学(龍谷大学法学部教授・憲法学)

令和8年4月6日

目次

はじめに

I 宗教法人「オウム真理教」解散命令事件決定の克服の必要性

一 平成8年決定要旨と評価

二 平成8年決定の評価の変化

三 平成8年決定後の中間団体と法人格についての法制の動向

II 結社の自由と法人格

一 結社と憲法

二 従来の我が国の憲法学の通説の立場

三 結社の法人格取得権の提唱

1 法学諸分野からの指摘

2 井上武史の結社の法人格取得権論

3 結社の法人格取得権論のインパクト

4 フランスの制度および公法学説

小括

III 宗教法人法の解散命令と宗教団体の法人格取得権

一 憲法20条1項の信教の自由の保障内容

二 宗教法人法上の解散命令と宗教的結社の法人格取得権

1 宗教的結社の法人格取得権の具体的内容

2 宗教法人への解散命令は宗教団体の法人格取得権の制約に当る

3 宗教団体の法人格取得権の制約の合憲性審査のあり方

三 宗教法人法 81 条 1 項 1 号の限定解釈

四 本件東京高裁決定の評価

IV 非訟事件と裁判の公開

一 裁判の公開

二 本件解散命令へのあてはめ

まとめ

はじめに

本意見書は、文部科学大臣（相手方）が宗教法人の世界平和統一家庭連合（特別抗告人）に対して宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）81 条 1 項 1 号および 2 号前段に該当する事由があるとして同項に基づき解散命令を請求した事件（以下「本件」とする。）の憲法上の争点について筆者の見解を述べるものである。東京高等裁判所の令和 8 年（2026 年）3 月 4 日の決定は、この解散命令請求を容認した。そこで特別抗告人が最高裁判所へ特別抗告した。

I 宗教法人「オウム真理教」解散命令事件決定の克服の必要性

一 平成 8 年決定要旨と評価

最高裁判所には宗教法人法 81 条の解散命令制度について最決平成 8 年（1996 年）1 月 30 日（民集 50 卷 1 号 199 頁－宗教法人「オウム真理教」解散命令事件－以下「平成 8 年決定」とする。）がある。平成 8 年決定で最高裁は、宗教法人法 81 条に基づく「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるい

は、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることが妨げられるわけでもない。すなわち、解散命令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わないのである」としつつ「もっとも、宗教法人の解散命令が確定したときはその清算手続が行われ（法 49 条 2 項, 51 条）、その結果、宗教法人に帰属する財産で礼拝施設その他の宗教上の行為の用に供していたものも処分されることになるから（法 50 条参照）、これらの財産を用いて信者らが行っていた宗教上の行為を継続するのに何らかの支障を生ずることがあり得る。このように、宗教法人に関する法的規制が、信者の宗教上の行為を法的に制約する効果を伴わないとしても、これに何らかの支障を生じさせることがあるとするならば、憲法の保障する精神的自由の一つとしての信教の自由の重要性に思いを致し、憲法がそのような規制を許容するものであるかどうかを慎重に吟味しなければならない」とした。

解散命令にはその対象たる宗教団体およびその信者の信教の自由（憲法 20 条 1 項）を制約する法的効果が一切ないことを前提に、それらに及ぼす事実上の効果を考慮しなければいけないという趣旨である。平成 8 年決定は「解散命令によって宗教法人が解散しても信者は法人格のない宗教団体を存続させることができるから、宗教的結社の自由を制限しないと説示して、両者のつながりを否定した」と評されるゆえんである^①。

しかし、その後の我が国における中間団体への法人格付与法制の抜本的転換および結社の自由についての我が国の憲法学説のめざましい展開に照らして、平成 8 年決定は克服されるべきである。

二 平成 8 年決定の評価の変化

今日では、井上武史が、「宗教法人『オウム真理教』解散命令事件では、法人の解散の可否という世俗的側面が争点であったにもかかわらず」、憲法学説では憲法 20 条に「着目し

た議論に終始し、同事件を法人の強制解散という一般的な法人制度の問題と受けとめた上で、結社の自由又は団体法論の観点からその要件や手続に検討を加えるものはほとんど見られなかったように思われる」^②としていることに典型的に示されるように、同事件を法人制度の問題と受け止める機運が憲法学にある^③。

三 平成8年決定後の中間団体と法人格についての法制の動向

前記の平成8年決定の評価の変化の背景には、我が国における中間団体への法人格付与制度の近年における抜本的な転換がある。そこで、中間団体への法人格付与制度の変化を概観しておく。

我が国では、従前、営利を目的としない中間団体に法人格を付与するための法制度としては、明治29年（1896年）制定の民法（明治29年法律第89号）の34条の公益社団法人および公益財団法人の設立の規定が長らくメインであり、主務官庁の許可主義が採用され、また法人格を取得できる団体は公益目的の団体に限定されてきた。もっとも、特別法により各種の団体に法人格を付与する制度も逐次制定されてきた。昭和23年（1948年）の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）、昭和23年（1948年）の医療法（昭和23年法律第205号）、昭和24年（1949年）の私立学校法（昭和24年法律第270号）、昭和26年（1951年）の社会福祉法（昭和26年法律第45号）および昭和26年（1951年）の宗教法人法（昭和26年法律第126号）などである。これらの法制では、それぞれの分野の事業者に法人格を付与する仕組みとしては、所轄庁の審査による認可主義または認証主義が採用されている。

明治時代から平成時代初期に至るこの時代には、中間団体一般に法人格を付与する法制度はなく、それが必要だとも認識されていなかったようである。

転機となったのが平成10年（1998年）の特定非営利活動促進法（平成10年法律第7

号)の施行である。この法律は、別表の掲げる17分野(後に20分野に拡大)に該当する市民活動団体に法人格を付与するものであり、準則主義に近い認証制が採用された。この法律によって必ずしも公益目的を持たず、また特別法によって法人格を付与されるわけでもない中間団体が法人格を取得する途が拓けたのである。さらに、平成13年(2001年)には中間法人法(平成13年法律第49号)が制定され、平成14年(2002年)4月に施行された。この法律は、公益目的でも営利目的でもない同窓会や各種サークルなどの中間団体に広く法人格の付与を可能とした初の制度であり、登記のみで法人を設立可能とする準則主義を採用した。

そして、平成20年(2008年)の公益法人制度改革^④により、中間団体に広く法人格を付与する法制度の流れは決定的になる。すなわち平成18年(2006年)に国会で成立した公益法人制度改革関連3法(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)および関係法律整備法(平成18年法律第50号))が平成20年(2008年)12月に施行された。中間法人法は廃止され、既存の中間法人は手続不要で自動的に一般社団法人へ移行し、民法の34条は削除され、一般社団法人および一般財団法人が準則主義で登記のみで設立可能となり、事業の公益性を問わず幅広い中間団体が法人格を利用可能となった。さらに公益社団法人および公益財団法人の設立が一般社団法人および財団法人のうち第三者委員会の公益認定を受けたものに認められた。

これらの立法のうち特に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について井上武史は「憲法論の視点から見た場合、結社の自由保障立法と位置づけることができる」とする^⑤。今日では、これらの中間団体への法人格付与制度の抜本的転換を受けて、中間団体に法人格を付与することが憲法上の要請であるとする有力な学説が憲法学に登場しているのである。

そこで章をあらためて、近年の憲法学の動向を説明する。

II 結社の自由と法人格

一 結社と憲法

まず、結社と憲法の関係について、簡潔に述べる。

近代人権宣言の典型である 1789 年フランス人権宣言^⑥には結社の自由についての規定はない。樋口陽一によれば、1789 年フランス人権宣言に結社の自由の保障がないのは「偶然ではなく、その時点で存在していた集団—すなわち身分制的結合—を解体して、自由な諸個人からなる社会の前提をつくりあげることこそが、革命の中心課題とされたから」であり、「自由な諸個人によってとり結ばれる社会を基本的に想定する近代立憲主義は、その障害を排除するために、国家からの結社の自由ではなく、結社からの国家による自由—国家干渉からの形式的自由ではなく、国家による実質的自由—を市民革命期の課題とした追求した」からである^⑦。

樋口の結社敵視は、フランス革命やその産物である 1789 年人権宣言の歴史的評価にとどまらず、現代の我が国における結社に向き合う国民の態度にまで及ぶ。すなわち、樋口は、「一九八九年の日本社会にとっては、今日なお、中間団体敵視のうえにいわば力づくで『個人』を析出させた（フランス型の一石崎注）ルソー＝ジャコバン型モデルの意義を、そのもたらす痛みとともに追体験することの方が、重要なのではないだろうか」という。そのような価値選択に基づき、樋口は、安易に「法人の人権」を語ること^⑧に対して「それは、法人＝結社からの諸個人の解放によってこそ近代憲法の人権体系の基礎がきずかれたのだ、という基本認識と対立する」と警鐘を鳴らす^⑨。

もっとも樋口陽一は、結社を敵視するフランス的な「ルソー＝ジャコバン型モデルにこだわる以外の選択肢がないわけではない」とする。そして「しかし、それならそれで、中

間団体を正面から積極的に憲法論のなかにとりこみ、意識的に、団体の人権主体性を吟味しつつ、政治権力＝国家に対抗する権力分立の担い手としての社会的権力＝団体の位置づけをし、それらを媒介する政治権力行使への参加の諸形態を開発することが、検討されなければならないはず」である^⑩とするのだ。

大げさかもしれないが、本件において最新の学説を参照しつつ、私が後で主張する結社（宗教的結社を含む）の法人格取得権という争点は、結社＝中間団体を敵視する近代的な国家と個人の二極構造なのか、結社＝中間団体を憲法論に積極的に取り込んだ国家・中間団体・個人の三極構造なのか、という我が国の現行憲法の基本構造の理解にかかわる極めて重要なものであり、最高裁判所が本件の決定においてどちらの理解を選択するのは今後の我が国の憲法の保障する結社の自由やそれを具体化した諸法令の運用に極めて大きな影響を及ぼすことになるだろう。本件には、我が国の憲法秩序にとってそのような二者択一を迫る極めて重要な憲法問題が含まれている。

そのことを前提に、次に、結社の自由と法人格の付与にかかわる憲法学説の変化を説明する。

二 従来の我が国の憲法学の通説の立場

憲法学の通説は従来、憲法 21 条 1 項が保障する結社の自由と法人格付与は無関係とするものであった。

佐藤幸治は、「結社」を「特定の多数人が、任意に特定の共通目的のために継続的な結合をなし、組織された意思形成に服する団体」とであると定義し、憲法が保障する「結社の自由」とは、「第一に、人は、団体の結成・不結成、団体への加入・不加入、団体の成員の継続・脱退につき公権力の干渉を受けず、第二に、団体が団体として意思を形成し、その意思実現のための諸活動につき公権力による干渉を受けないこと（団体自体の自由）」

を意味する」とする。その上で、公益法人についての許可主義（改正前民法 43 条）や営利法人についての準則主義（改正前民法 35 条）等について、「許可を得られずまたは法定要件不充足の場合には法人格を取得しえないが、このことは取引の安全などの見地からの規制であって、かつ法人格の否定即団体自体の否定を意味するものではないから、結社の自由に対する違憲的干渉とみる必要はない」としていた^⑩。

佐藤幸治は、宗教団体と法人格の関係についても以下のように述べる。

すなわち、まず、「宗教団体」とは、「特定の信仰を有する者による、当該宗教目的を達成するための組織体」と定義する。その上で宗教法人法の「宗教団体」（同法 2 条）は、憲法上の「宗教団体」よりもその概念が狭く、したがって、憲法上の「宗教団体」で宗教法人法によって法人格を取得できないものが生じうるが、「法人格を付与されるかどうかは、主として財産管理・取引の安全の確保の見地からのものと解され、その限りにおいて同法が一定の要件を課すのは憲法上許容されないわけではなく、法人格を取得しなくとも、もとより宗教的結社として活動でき、その活動は憲法上保護される」とする。そして憲法が宗教的結社の自由を保障しているとは「人は、宗教団体の結成・不結成、団体への加入・不加入、団体の成員の継続・脱退につき公権力による干渉を受けないこと、および団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動につき公権力による干渉を受けないこと（団体自体の自由）」を意味するとしていた^⑪。

また市川正人も「法人格の付与は取引の安全等の確保からなされるものであり、法人格が付与されなくても結社として活動できるのであるから、法人格を付与しないことは原則として結社の自由の侵害とはならない」としていた^⑫。

今日でも、たとえば毛利透は「憲法上の結社の自由は、国家が法人格を付与するか否かとは別問題だと考えられている。法人格は財産管理や取引の便宜を考慮して与えられるもので、それが認められないからといって国家が結社活動を抑圧しているというわけではな

い」としている^⑩。

しかし、結社の自由と法人格付与を別問題とする立場は今日では、有力な異論が提唱されたことで、通説と言いがたいほどに揺らいでいる。それを次に説明する。

三 結社の法人格取得権の提唱

1 法学諸分野からの指摘

先述した我が国の中間団体への法人格付与制度の抜本的転換を見据えつつ、法学の世界でも、前節で示した憲法学の通説とは異なる見解が徐々に示されるようになっていた。行政法学者の磯部力は「公法学の世界でも、従来例えば『結社の自由』という憲法規範の問題から、直接的に『法人格取得の自由』というところまで、憲法的な自由の問題として議論するということはあまりなかった」が、「市民の自発的なグループ活動が、団体としての活動を十分に実質的に展開しようとすれば、いろいろな意味で法人格を持っていたほうがいい」のであって、それが「必然の条理」であり、そのような『法人格を取得する自由』というものも、本来もっと古典的な自由権の中身として当然視されてもよかったのかもしれない」と平成9年（1997年）に述べた^⑪。

また民法学者の大村敦志も「『結社の自由』を出発点として、その延長線上に『法人格の付与』の問題を位置づけよう」とする論文を平成15年（2003年）に発表している^⑫。

憲法学者の樋口陽一もかねてから、先ほど紹介したような立場から、「諸個人が結社する自由、諸個人が法人をつくる場面での憲法上の保障については、ほとんど論ぜられていない」とした上で「・・・その法人になることができるかどうかをもっぱら立法政策の問題とする一般的理解は、諸個人の人権にとって」「冷淡」であると批判している。その上で「日本の現行法制で、法人設立の条件が非常に厳しく、かつ、その運用も厳しい・・・ことこそ、結社の自由との関係で問題にされなければならない」としていた^⑬。

2 井上武史の結社の法人格取得権論

こうした法学諸分野からの結社の自由と法人格の付与の関係の見直しの一必要の指摘を受けて提唱されたのが、井上武史の結社の法人格取得権論である。

井上は、「理論的な観点から見た場合、結社設立の自由を認めておきながら、設立された結社が法の世界において権利主体として活動することを認めないという通説の『結社の自由』理解は、果たして整合的かつ説得的な憲法解釈なのであろうか。また、法人格取得の実際上の必要性を示しておきながら、具体的な法人制度については憲法学の関知するところではなく、立法政策にゆだねるとすることは、責任ある解釈態度なのだろうか」と問い、「法人格がないために対外的な取引を制約された団体に、十分な活動を期待できるかは疑問」とし、「日本においても、小規模又は短期間の団体ならばともかく、継続的に何らかの社会的活動をしようとするれば、運営費（会費又は寄付）の確保、活動のための施設・設備の保有および第三者との取引などの必要性から・・・団体自体が現実に活動するための物的手段や法の世界で活動するための法的手段といった活動手段、つまり法人格（法的能力）を持つことが不可欠だろう」とする^⑩。

さらに、井上は、このような見地から「法人格の取得の効果を直接的に結社の自由の内容として理解」しようとする。そして「国家に対して結社が法人格の取得を求めることができるようにすること」すなわち「結社の法人格取得権」を結社の自由の保障内容として主張する。すなわち「憲法解釈論としていえば、結社の自由の保障効果には、法人格取得権が含まれると理解することになる」とするのだ^⑪。

結社の法人格取得権の内容だが、井上は、「現実に結社が法人格を取得するには、要件や手続を定めた具体的な法人制度が整備されなければならないこと」および「その付与に際しては国の何らかの関与が必要であること」を考慮し、「文字通りの『自由』と捉えるこ

と」は「無理」とした上で、「国家に対して結社が法人格の取得を求めることができること」とする²⁰。井上は、現時点では、結社の法人格取得権の具体的内容についてこれ以上のことを明らかにしていない。

ともあれ、井上の結社の法人格取得権論は、フランスにおける20世紀初頭のレオン・ミシュエらの法人論、法制度および判例の展開、現代フランスにおける公法学説等を踏まえた極めて周到かつ画期的な学説である。その憲法学に対するインパクトを次に紹介する。

3 結社の法人格取得権論のインパクト

井上武史の結社の法人格取得権の提唱は憲法学に大きなインパクトを与えており、それは今後ますます大きくなることが予想される。

横大道聡は、この井上の「法人格取得権も結社の自由の保障内容に含まれると解すべきとする主張も有力になりつつある」としている²¹。また大石眞は、近年出版された基本書で、社団や団体に対する法人格の付与について、本来、「憲法二一条で保障されている結社の自由との関係で、団体の適切な管理・運営のためには、独立した法人格をもつことができるようにすることが結社の自由を保障した趣旨に適うという視点から、憲法学・公法学でも大いに議論すべきものである」とし、井上らの名を明記している²²。

また田近肇も「結社が現実活動するための物的手段と法の世界で活動するための法的手段という活動手段—すなわち法人格—の保障も憲法上要求されると説く見解が主張されている」としている²³。明記されていないが、井上説を指すものと考えられる。

さらに、II-2でみたとおり結社の自由に法人格取得権を含ませることに消極的であった佐藤幸治が近年出版されたその基本書では憲法21条1項の「『結社の自由』の保障は、法人格をもつか否かにかかわらず及ぶことももちろんであるが、法人格を有することは法

的に種々の便益をとまなう。したがって法人格付与のあり方も、『結社の自由』の保障とは無関係ではない」²⁴とし、結社の自由と法人格との関連について考慮していることも注目に値する。

4. フランスの制度および公法学説

次に井上が参照しているフランスにおける結社の自由についての法制度、憲法院判決および公法学説について、井上の研究に依拠しつつ、紹介しておく。

① 1901年の結社法

人権の母国フランスでは、フランス革命以来一世紀余にわたって結社の自由は保障されていなかった。1789年フランス人権宣言に結社の自由についての規定はなく、結社は、1971年のル・シャプリエ法（6月14日デクレ）等、1810年のナポレオン刑法典の「結社罪」（同法291条～294条）によって19世紀を通じて原則として禁圧されてきた²⁵。しかし「一九世紀後半以降、さまざまな団体の活動はフランスでももはや無視しがたいものとな」²⁶り、1901年のいわゆる結社法（非営利団体契約に関する1901年7月1日法律²⁷—以下「結社法」とする。）によって結社の自由が保障されることとなった。この時期（第三共和政）のフランスでは、3つの憲法的法律からなる憲法典に国民の権利に関する条項がなく、「一七八九年宣言以来の人権理念」は「議会こそがその実現の担い手としていちばん適格と目され」「一連の立法によって、自由権の確保が追求された」のである²⁸。結社法もそうした議会による自由権確保のための立法のひとつである。

結社法は、結社の自由を「契約の自由」によって基礎付け（法1条）、結社が法の保護を受けるには届出を必要とし（法2条・5条）、結社には、段階的に法人格が付与された（法2条・6条・11条）²⁹。特に同法6条は、「適法に届出のなされた非営利団体」の「すべて」に一定の法的能力すなわち法人格を認める画期的な条文である。

② 結社の自由の原理の憲法化

結社法は、フランスの現行法であるが、その法秩序における位置づけは1971年に憲法院決定(Cons. const., 16 juill. 1971 n° 71-44 DC)により決定的に異なったものとなる。同決定は「共和国の諸法律により承認され、かつ、憲法前文によって厳粛に再確認された基本的な諸原理に、結社の自由の原理が並んで当然である。この原理は結社の契約に関する1901年7月1日法律の一般条項の基盤にある」³⁰として、結社法の基盤にある結社の自由の原理に憲法的地位を認めた。同決定は、その上で、付託された結社法改正案の第3条について、「その公布前に憲法適合性審査が憲法院に付託されたところの法律第3条の規定は、届出結社の法的能力の獲得がその法律適合性についての司法機関の事前のコントロールに従うことになりうる手続を創設することを目的にする」ので憲法に違反する³¹とした。届出結社の法人格取得について司法機関が事前に審査することを違憲とする趣旨であり、結社の法人格取得に憲法的価値を認めているように読める。この判旨について、井上は、「法人格取得権の憲法的保障を正面から認める」ものであるとしている³²。フランスの公法学者であるジャン・モランジュも本決定を引用しつつ、「つまり、結社は、それらに十分な手段を自由に使えることを可能にする法人格をまったく自由に獲得できる」としている³³。

このように、フランスでは結社の自由の原理は、1971年の憲法院決定によって憲法上の価値を認められた。そしてそこには結社の法人格取得権が含まれるのである。

② フランスの公法学説における結社の法人格取得権

フランスの有力な公法学者であるジャン・モランジュ³⁴は、結社にとっての法人格の不可欠性を次のように説く。

すなわち、ある種のグループは、何らかの手段を持たずともその目的を達成しようが、「しかし、結社がある程度の規模になるやいなや、結社が外の世界で何らかの活動をする

ことを欲するやいなや、そのような段階は乗り越えられる」のであり、「純粹に知的なものであっても、結社は、発展する予定であるならば、法人格なしで済ますのは難しい」。具体的には、「自分たちの部屋(local)の所有、最低限の常勤で有給のスタッフがすぐに必要となる」と。

モランジュは、続けて、結社にとっての法人格の不可欠性を法的な面と実際上の面から次のように説く。

すなわち、「法人格は、閉鎖的なサークルであることに満足せず、一定の対外的な活動をしようと欲し、地方的ないし全国的な生活に何らかの影響を持つことを欲するのであれば、必要不可欠」であり、「法人格は、法的な面で活動するために、および手紙ないしパンフレットを送ることによってであれ、新聞を発行することによってであれ、広告の使用によってであれ、公的な集会を組織することによってであれ、興業を上演することによってであれ、実際に活動するために、結社にとっては二重に有用である。その目的は、慈善的ないし私利私欲的なものであると同様に言葉の広い意味ですぐれて政治的でありうる」³⁵と。

結社にとっての法人格の不可欠性をこのように認識した上で、モランジュは、「結社の自由に憲法的基礎を認め、結社の自由の原則を確立し、それらの個性の保護を保障しても、それらは、結社にその目的を実現するための手段が与えられないならば、何の意味もないだろう」と³⁶、結社の目的実現のための手段すなわち法人格の必要性を強く説く³⁷。

このように結社の法人格取得の必要性は、フランスではかねてから有力な公法学者によっても説かれているのである。

小括

以上の通り、平成8年決定後、中間団体の法人格取得についての我が国の法制度は抜本

的に改革され、今日では、中間団体にとって法人格を取得し、それを維持する利益は、決して立法府や行政庁の広い裁量に委ねられるべきものではなく、国民にとっても法律上および憲法上の価値のあるものとなった。また憲法学説も大きく変化し、中間団体が法人格を取得することが憲法 21 条 1 項の保障する結社の自由に含まれるとの学説が有力化した。そしてフランスでは結社の法人格取得権は結社の自由の一内容として憲法上の価値を認められており、有力な公法学者も結社にとっての法人格取得の必要不可欠性を説いているのである。

これらの事情を考慮すれば、結社の法人格取得権を憲法 21 条 1 項の保障する結社の自由のひとつとして認めることは何ら不自然ではないどころか、我が国における憲法秩序の現代的な理解として必要不可欠である。

以上は、憲法 21 条 1 項の保障する結社の自由についての憲法学的知見であるが、同条同項の特別規定である憲法 20 条 1 項の保障する宗教的結社の自由にもそれが適用されるのは当然である。本件で問題となるのは、宗教団体の結社の自由であるから、以下、本意見書では、憲法 20 条 1 項の保障する宗教団体の宗教的結社の自由に含まれる法人格取得権を前提として論を進める。

なお、芦部信喜は、何らかの権利主張を憲法上のものとして認める要件として、憲法 13 条の幸福追求権に関してではあるが、「長期間国民生活に基本的なものであったという歴史的正当性、多数の国民がしばしば行使し若しくは行使できるという普遍性、他人の基本権を侵害するおそれがない（若しくはきわめて少ない）という公共性」を挙げている³⁸。この芦部の示した三要件に照らしても、結社の法人格取得権を憲法 21 条 1 項から導き出すことは、何ら支障がないだろう。

III 宗教法人法の解散命令と宗教団体の法人格取得権

一 憲法 20 条 1 項の信教の自由の保障内容

信教の自由の内容については三分説が通説である。

芦部信喜によれば、その内容は第一に「宗教を信仰し、または信仰しないこと、信仰する宗教を選択し変更することについて、各人が任意に決定できる自由」としての信仰の自由である³⁹。第二に「信仰に関連して祭壇や堂宇を設け、礼拝・祈禱その他宗教上の祝典・儀式・行事および布教等を各人単独で、または他の者と共同して（このかぎりでは、宗教的結社の自由も含まれてくる）、任意に行うことのできる自由」としての宗教的行為の自由である。この場合「宗教上の教義を宣伝・普及する自由、すなわち布教の自由は、直接には表現の自由の問題となる」と芦部は説く⁴⁰。さらに、第三に、芦部によれば、信教の自由の保障内容には、「宗教団体を結成する自由」および「その団体への加入または不加入もしくは脱退の自由」を具体的内容とする宗教的結社の自由も含まれる⁴¹。

本意見書は、この信教の自由の第三の内容である宗教的結社の自由に、IIで説明した通り、宗教団体の法人格取得権が含まれると主張するものである。

二 宗教法人法上の解散命令と宗教的結社の法人格取得権

1 宗教的結社の法人格取得権の具体的内容

本意見書の立場では、憲法 20 条 1 項は宗教団体に法人格取得権を保障している。それは、IIで説明した諸学説、フランスの法制度、フランスの公法学説等を参照すると、宗教団体が国家に対して法人格を取得しうる制度を整備することを要求し、その制度に基づいて法人格を取得することを請求し、法人格を取得し、それを使用し続ける権利であるといえる。

現在、我が国では宗教法人法が制定され、「宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする」団体と定義された「宗教団体」（法 2

条)は、所轄庁(都道府県)の認証⁴²を受ける(法12条)ことによって法人を設立できる。この宗教法人法の性格について、田近肇は、「純然たる法人格付与法であって、信教の自由の制限を定めて宗教活動を統制することは目的としていないと解すべき」としている⁴³。同法の制定当時GHQ宗教課のスタッフだったウィリアム・P・ウッタードは、同法の制定過程を振り返り、「この法律の制定の目的はただ一つ、すなわち諸宗教団体が法人格を得ることができるようにすること以外には全くない」⁴⁴ことについて日本側の「官吏たち」を「納得させるのに、実に長い時間がかかった」と振り返っている。このように同法は、宗教団体に法人格を付与することを主たる目的とした立法であり、憲法20条1項の保障する宗教団体の法人格取得権を具体化した立法であると評価できる。

したがって我が国の宗教団体は、憲法20条1項および宗教法人法に基づき、法人格を取得し、それを使用し続ける具体的な権利がある。

2 宗教法人への解散命令は宗教団体の法人格取得権の制約に当る

それゆえ、宗教団体に法人格の取得を認めず、あるいはいったん法人格を取得した宗教団体からそれを剥奪することは、宗教団体の法人格取得権という憲法および法律に基づく具体的な権利の制約に当たる。ある程度以上の規模の宗教団体では、その活動を維持・発展させ、また対外的な諸活動をするために法人格は必要不可欠であり、憲法20条1項はそのことを前提に宗教団体の法人格取得権を保障しているからである。この法人格取得権は純然たる自由権ではなく請求権的側面を有するが、法人格の取得が認められず、いったん付与された法人格が剥奪されることは、この権利の制約にあたる。それは、憲法21条1項が保障し情報公開法によって具体化された知る権利が国の機関による情報の不開示決定により制約され、また憲法25条1項が保障し生活保護法によって具体化された生存権が国の設定した生活保護基準によって制約されるのと同様である。

3 宗教団体の法人格取得権の制約の合憲性審査のあり方

それでは、宗教団体の法人格取得権を制約する法令の合憲性審査のあり方はどうあるべきであろうか。法人格は、団体が法の世界で活動するために不可欠の法技術であり、法人格が付与されることによって団体は法の世界の様々な権利および義務の帰属点となる。したがって団体にとって法人格を取得し、それを利用し続けることは、重要な権利である。実際、最高裁も八幡製鉄所事件において「憲法第三章に定める国民の権利および義務の各条項は、性質上可能なかぎり、国内の法人にも適用されると解すべき」（最大判昭和45年6月24日民集24巻6号625頁）としている⁴⁵とおり、法人格は憲法上の権利の帰属点にもなるのだ。

それゆえに団体へ法人格の付与を国が拒否することや団体がいったん得た法人格を国が剥奪することは、憲法上の権利も含む様々な権利を団体が享受する前提を国が否定することである。したがってそうした法令の合憲性の審査は、厳格な基準によらなければならない。

厳格な基準といっても、本件では、宗教法人の解散命令についての宗教法人法81条1項1号の法令としての憲法適合性が問題となっているのではなく、その特別抗告人への適用が問題となっているので、なすべきは、同法同条同項同号の憲法適合的解釈である。具体的には、同法同条同項同号の「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をした」場合という文言の憲法適合的解釈である。この文言は「公共の福祉」という抽象概念を用いているから、それに何ら限定解釈を施さない場合には、宗教団体の法人格取得権に対する過度な制約を認める条項として法令違憲といわざるをえない。ゆえに、そうならないように、この文言に憲法適合的解釈を施す必要がある。

具体的には、憲法20条1項が保障する権利である宗教団体の法人格取得権とその対抗

利益との利益衡量を同法同条同項同号がどのようにしているのかを確定する必要がある。

三 宗教法人法 81 条 1 項 1 号の限定解釈

本号にいう「法令」とは、ある解説書によれば、「宗教法人法は、もちろん、あらゆる法律、命令・条例など指す」と解されている。また「本号に該当する行為の主体は宗教法人」である。「著しく」「明らかに」の用語は「その行為が客観的・明白な行為であることを強調する」⁴⁶ものであると解されている。

また最決令和 7 年（2025 年）3 月 3 日（LEX/DB 文献番号 25574121）は、民法 709 条の「不法行為を構成する行為」が本号の「法令に違反」する行為に「当たると解したとしても、同号の文理に反するものではなく、「むしろ、上記のように解することが同号の趣旨に沿う」としている。なぜなら「民法 709 条の不法行為を構成する行為は、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害するものであるから、当該行為が著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる事態を招来するものであってこれに関係した宗教団体に法律上の能力を与えたままにしておくことが不適切となることも、十分にあり得ること」だからだという。

ところで、憲法 12 条、13 条等で用いられている「公共の福祉」という文言は極めて抽象的であるが、憲法学説では、その内容を比較考量論によって確定するというアプローチが今なおメインストリームである⁴⁷。すなわち人権を「制限することによってもたらされる利益とそれを制限しない場合に維持される利益とを比較し、前者の価値が高いと判断される場合には、それによって人権を制限することができる」との考えである⁴⁸。宗教法人法 81 条 1 項 1 号の「公共の福祉」もこれと同義と解される。

そうすると、解散命令によって宗教団体から法人格を剥奪する利益は、その法人格取得権という憲法上の権利（それも精神的自由権！）である以上、それが認められるために

は、それを制限する場合にもたらされる利益は、その価値よりも高くなくてはならない。

はたして、民法709条の不法行為を構成する行為によってもたらされる害悪といえども、人の生命や人身の自由とは直接関わらない経済的な利益を侵害の防止をもって、憲法上の宗教法人の法人格取得権を制限しないことによってもたらされる利益よりも価値が高いと評価できるであろうか。前者は、損害賠償請求によって回復可能な利益である。それに対して後者は、X-Yで述べたとおり、宗教団体をして、法的な面でも実際上の面でも活動することに必要不可欠な利益である。

かつ、宗教法人法81条1項1号には「著しく」との文言がある。他者の経済的利益を「著しく」侵害する経済上の不法行為とは何であろうか。それに該当するのは、他者の生活の基盤を根底から奪い、事後の損害賠償請求では容易に回復しがたいような経済的利益の侵害といった例外的な場合に限られるであろう。

ともあれ、不法行為といっても他者の生命・身体にかかわるものから他者の経済的利益にかかわるものまで千差万別である。「法令に違反」する行為に民法709条の不法行為を構成する行為を含めるのであれば、その防止が憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権の制約を正当化するだけの価値を持つものでなければならない。

かつ、解散命令が認められるのは、宗教法人の行為が公共の福祉を著しく害することが「明らか」な場合に限られる。この「明らか」という文言も憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権を制約する立法におけるものである以上、極めて限定的に解釈しなければならない。当該宗教法人が公共の福祉を著しく害する「可能性がある」といった漠然とした危険で「明らか」であると解釈してはならず、またその危険が現在するもので、他の手段によっては防止できないようなものでなければならない。泉佐野市民会館事件判決（最判平成7年3月7日、民集49巻3号687頁）が地方自治法244条2項の「正当な理由」を具体化した「公の秩序をみだすおそれがある場合」との泉佐野市「市民会館条例」7条

の文言を限定解釈し、同条の意味を「本体会館で集会が開かれることによって、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険」の回避・防止であり、さらにそうした「危険な事態が生ずる蓋然性があるというだけではたりず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である」としたことが参考になるであろう。成田新法事件判決（最判平成4年7月1日、民集46巻5号1425頁）が、いわゆる「成田新法」（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和53年法律第42号））が「暴力主義的破壊活動者」を「暴力主義的破壊活動等を行い、又は行うおそれがあると認められる者」と定義した（同法2条2項）のを「暴力主義的破壊活動を現に行っている者又はこれを行う蓋然性の高い者」と限定解釈したことも参考になるであろう。

なお、特別抗告人に対する所轄庁の宗教法人法上の質問権行使、また解散命令請求を行うことを求める議論が「有力に主張されている」とした上で、「問題のある宗教法人が一部に存在し、それに対処する必要があることには疑いがない。しかし、だからといって、宗教法人の活動を包括的に規制・監督する権限を所轄庁に認めることは適当ではなく、宗教活動を規制する行政機関の権限は、問題ごとに個別的に正当化する必要がある。法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）が定める寄附勧誘規制は、まさにそのような個別的な規制の例として位置づけることができる」との指摘が憲法学界からなされている⁴⁹ことにも留意されたい。前記の宗教法人法81条1項1号の「公共の福祉を著しく害する」ことが「明らか」とは、この不当勧誘防止法等による取り締まりでもってしても防止しがたいような重大な害悪の発生が現在していることと解釈すべきである。

四 本件東京高裁決定の評価

以上を踏まえて、本件の東京高裁決定（令和8年（2026年）3月4日、判例集未搭載—

以下、「原決定」とする。)を憲法学の見地から評価する。

まず原決定は、宗教法人法 81 条 1 項 1 号の「著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」との文言の憲法の趣旨に即した限定解釈が必要であったにもかかわらず、それを行わず、特別抗告人の目的、不相当献金勧誘行為等の態様の悪質性および結果の重大性該当性を安易に認めている。その際、「信者らが不相当献金等勧誘行為等を行うこと」を特別抗告人が「未必的に容認」したとか、「信者らによる不相当献金勧誘行為が継続することを容易に認識することが可能であるにもかかわらずその防止のために十分な措置を執ら」なかったなどとして、未必的な故意や不作為をもって、信者らの行為を安易に宗教法人たる特別抗告人の行為と見なし (156 頁)、不相当献金勧誘行為の対象者の「自由な意思を制限し、献金等行為をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせた」(156-157 頁)など何の説明もなく認定してその態様の悪質性を認め、財産上の損害および慰謝料に相当する精神的苦痛について和解金の額を算入するなどして「結果は重大」(157 頁)などとしている。憲法上の権利である宗教団体の法人格取得権を剥奪する法令の解釈として、これは極めて不適切である。なぜなら法律の文言がしているであろう利益考量を考慮することなく、特別抗告人にとって不利な事情だけを一方のはかりにかけているからである。

この点で、原決定は、宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利を考慮せず、憲法の解釈を誤り (非訟事件手続法 (平成 23 年法律第 51 号) 75 条)、その結果、宗教法人法 81 条 1 項 1 号の解釈を誤ったものと評価できる。

つぎに原決定は、特別抗告人の宗教法人法 81 条 1 項 1 号該当性を認めた上で、不相当献金等勧誘行為等によって侵害された利益は「私益」にすぎないとする特別抗告人 (原決定では抗告人) の主張を退けるにあたって特別抗告人によって損なわれたのは「一般市民が財産上の利益を侵害されることなく平穩に生活することのできる社会秩序を維持すると

いう公共の利益」と「みるべき」(158頁)と、その利益の侵害の現在性などを問うことなく、はかりの一方にのせる利益を唐突に誇大視し、特別抗告人の宗教法人法81条1項1号該当性を認めてしまっている。そしてその際に、はかりのもう一方にのせるべき利益すなわち宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利を一顧だにしていない。しかも、いわゆるコンプライアンス宣言後の不相当献金勧誘行為の「件数や被害額は必ずしも明らかではない」としたり、同宣言後も「不相当献金等勧誘行為の件数や被害額」は「それまでも同水準で推移したものと推認するのが合理的」(159頁)などと「著しく公共の福祉を害する」行為が現在も特別抗告人によってなされていることが「明らか」とは到底評価できていないにもかかわらず、特別抗告人の宗教法人法81条1項1号該当性を安易に認めている。ここでも、原決定は、憲法上要請される利益考量をしないという憲法解釈の誤りを犯している。

さらに特別抗告人を解散する必要性について、原決定は、特別抗告人の信者らが安倍晋三元総理大臣の銃撃事件後に行った「不相当献金等勧誘行為等が問題となった民事訴訟等の存在は、証拠上明らかではない」としつつ、現在もなお特別抗告人の信者らによって「不相当献金勧誘行為が行われるおそれがある」としている(162頁)。ここでも危険が現在し、他の手段ではその危険が防止しがたいことの論証がなく、「証拠上明らかではない」「おそれ」によって特別抗告人の宗教団体の法人格取得権という憲法上の権利の剥奪を安易に認めてしまっており、憲法の解釈を誤ったと言わざるをえない。

以上のように原決定が幾重にも憲法および宗教法人法の解釈を誤った究極の原因は、憲法20条1項が宗教団体の法人格取得権を保障していることを理解せずに「解散命令によって宗教法人が解散しても、信者は、法人格を有しない宗教団体を存続させ、あるいは、これを新たに結成することが妨げられるわけではなく、また、宗教上の行為を行い、その用に供する施設や物品を新たに調えることは妨げられるわけではない。すなわち、解散命

令は、信者の宗教上の行為を禁止したり制限したりする法的効果を一切伴わない」（161頁）としたところにある。すなわち、利益考量のはかりの一方に乗せるべき憲法上の権利を否定し、はかりのそちら側の皿には何もかも乗せず、憲法上の権利の対抗利益の側の皿にだけ重みを惜しげも無く乗せていったのである。つまりなすべき利益考量をしなかったのである。このように憲法解釈を根本的に誤った原決定は破棄されるべきである。

IV 非訟事件と裁判の公開

一 裁判の公開

憲法 82 条 1 項は、「裁判の対審及び判決は公開法廷でこれを行ふ」と規定する。裁判の公開は、憲法 32 条、37 条 1 項の要請するところでもある。

本条の「裁判」とは、判例上、「性質上純然たる訴訟事件」すなわち「当事者の意思いかに拘わらず終局的に、事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定するような裁判」のこととされている（最大決昭和 35 年（1960 年）7 月 6 日、民集 14 卷 9 号 1657 頁）。裏返せば「性質上純然たる訴訟事件」ではないものは、本条の「裁判」には当らないとされている。そしてそうした事件（非訟事件）は、非訟事件手続法等の定める手続によって行われ、本条の裁判の公開原則も及ばない（非訟事件手続法 30 条参照）⁵⁰。

二 本件解散命令へのあてはめ

ところで宗教法人法 81 条 7 項は、宗教法人の解散にかかわる「裁判に関する手続については、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）の定めるところによる」としている。つまり解散にかかわる「裁判」は「裁判」ではなく非訟事件であるとしているのだ。

しかし、宗教法人に対する解散命令は、法人格取得権も含む宗教的結社の自由（憲法 20 条 1 項）を強く制約するものであり、事実関係を終局的に確定し、それに基づいて国民の

権利を制約するものであるから「性質上純然たる訴訟事件」であり、憲法 82 条 1 項のいう「裁判」であり、公開されなければならない。憲法 82 条 2 項が「この憲法第三章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、常にこれを公開しなければいけない」としていることからこのことは明らかである。

このように特別抗告人への本件の解散命令は、憲法 82 条 1 項のいう「裁判」すなわち「性質上純然たる訴訟事件」であるにもかかわらず、非訟事件手続法の定める非公開の手続でなされたのであり、それを定めた宗教法人法 81 条 7 項は憲法 82 条 1 項違反であり、違憲無効（憲法 98 条 1 項）というべきである。

まとめ

佐藤幸治は、信教の自由の保障のあり方は「精神的自由の保障のあり方を示すバロメーターの意義を持っている」とする⁵¹。本件における最高裁判決の判断は、ひとり特別抗告人の信教の自由のみならず、我が国における精神的自由の保障の程度に大きくかかわる。本件で最高裁判所が特別抗告人の特別抗告を棄却し、本件の解散命令を容認するならば、その程度は大きく引き下げられるだろう。それだけではなく、本件は、我が国の現行憲法の基本構造のなかで中間団体をどのように位置づけるのかという極めて重要な問題にかかわる事案である。すなわち、本件で、最高裁判所が、宗教的結社を含む結社の法人格取得権を認めるか否かは、同裁判所が我が国の現行憲法が 19 世紀の憲法史に由来する国家と個人の二極構造を前提にしていると解するのか、それとも 20 世紀的な現代憲法の国家と中間団体と個人の三極構造を前提にしていると解するのかの分かれ道である。最高裁判決の平成 8 年決定の時代にはこの点は、憲法学でも政治の場でも裁判所でも意識されていなかった。しかしその後、中間団体への法人格付与法制が抜本的に転換し、いまや中間団体が法人格を得られることは法的に保護される利益となった。また憲法学説でも中間団体の

法人格取得権が憲法上の権利として有力に主張されるようになった。

最高裁判所は、いまや、平成8年決定を克服し、1789年フランス人権宣言とは異なり結社の自由を明文で保障した現行憲法への理解を深め、もって信教の自由をより手厚く保障し、そのためにも宗教的結社を含む結社の法人格取得権を承認する途を進むべきである。

① 高畑英一郎「宗教法人の解散命令と信教の自由—宗教法人オウム真理教解散命令事件」長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿・小島慎司編『憲法判例百選Ⅰ〔第8版〕』有斐閣、2025年、87頁。

② 井上武史『結社の自由の法理』信山社、2014年、6-7頁。

③ なお同事件に関連して、「いったん与えられた法人格を剥奪しようとする場合には、

それが団体の活動に悪影響をもたらすことが考慮に入れられなければならない」（毛利

透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治『憲法Ⅱ 人権〔第3版〕』有斐閣、2022年、267

頁）ないし「いったん付与した法人格剥奪の場面であり、新規付与の場合と区別される余地はある」（横大道聡「公益法人制度改革・法人格取得・結社の自由」慶應義塾大学法学

研究会「法學研究」91巻1号、2018年、154頁）との見解も有力である。いずれも法人

格の剥奪ということを重視している。

④ この公益法人制度改革関連法の概要については小町谷育子・藤原家康・牧田潤一郎・

秋山淳『Q&A 一般法人法・公益法人法解説』三省堂、2008年を参照。

⑤ 井上武史・前掲注②、325頁。

⑥ 初宿正典・辻村みよ子編『新解説 世界憲法集（第6版）』三省堂、2025年、257-258頁。

⑦ 樋口陽一『憲法 第五版』勁草書房、2025年、30-31頁。

⑧ 樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』東京大学出版会、1994年、68頁。

⑨ 樋口陽一・前掲注⑦、158頁。

⑩ 樋口陽一・前掲注⑧、69頁。

⑪ 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』青林書院、1995年、550頁。

⑫ 佐藤幸治・同前、491頁。

⑬ 芹沢斉・市川正人・阪口正二郎編『新基本法コンメンタール憲法』日本評論社、2011

年、185頁〔市川正人執筆〕。

⑭ 毛利透・小泉良幸・浅野博宣・松本哲治『憲法Ⅱ 人権〔第3版〕』有斐閣、2022年、267頁。

⑮ 雨宮孝子ほか「〈座談会〉NPO法の検討—市民活動団体の法人化について」ジュリスト1105号（1997年）、17-18頁（磯部力発言）。

⑯ 大村敦志『「結社の自由」の民法学的再検討・序説』NBL767号（2003年）54-55頁。

なお大村のこの論文は、憲法論として結社の自由と法人格の付与を結びつけることに成功していない。しかし発表の時点では、その後の議論を方向付ける極めて貴重なものである。

⑰ 樋口陽一・前掲注⑦、237-238頁。

⑱ 井上武史・前掲注②、320頁。

⑲ 井上武史・同前、323-324頁。

⑳ 井上武史・同前、323-324頁。

21 横大道聡・前掲注③、154頁、同『「法人」の「政治活動」の自由・再考—公益社団法人・NPO法人の場合』日本選挙学会「日本選挙学会年報 選挙研究」34-1、木鐸社、2018年、118-131頁も参照。

22 大石眞『憲法概論Ⅱ 基本権保障』有斐閣、2021年、42頁。

23 田近肇「結社の自由」大石眞・石川健治編『憲法の争点』有斐閣、2008年、141頁。

24 佐藤幸治『日本国憲法論〔第2版〕』成文堂、2020年、328頁。

25 井上武史・前掲注②17-20頁参照。大村敦志・前掲注⑥57頁も参照。

26 大村敦志・前掲注⑥59頁。

27 井上武史・前掲注②、353頁以下の全文の翻訳がある。本意見書でのこの法律からの引用はこの井上武史の翻訳による。

28 樋口陽一『比較憲法〔全訂第三版〕』青林書院、1998年、160-161頁。

29 大村敦志・前掲注⑥、59頁。

30 Patrick Gaïa et al. ; ouvrage créé par Louis Favoreu, Loïc Philip. *Les grandes décisions du Conseil constitutionnel 19e éd.* Dalloz, 2018, pp.446-447.

31 Patrick Gaïa et al., *op.cit.*, 447.

32 井上武史・前掲注②、148頁。

33 Jean Morange, *Droits de l'homme et libertés publique*, 5e éd., PUF. 2000. p.260.

34 ジャン・モランジュ（藤田久一・藤田ジャクリーン訳）『人権の誕生：フランス人権宣言を読む』有信堂高文社、1990年で我が国でもつとに知られている。

³⁵ Jean Morange, *La liberté d'association en droit public français*, PUF, 1977, pp.155-156.

³⁶ Jean Morange, op.cite(n° 35),p.155.

³⁷ フランスの公法学者のジル・ルブルトンも次のように説く。すなわち「結社の自由のもっとも根本的な側面は、疑いなく、法人格を手に入れる結社のこの権利に存する。その権利に対して行政は自由裁量権を持っていない。法人格の獲得のみが、結社に、実際に、その名で契約を結び、裁判で行為し、相続財産を保有することを可能にする」と (Gilles Lebreton, *Libertés publiques et droits de l'Homme*, 8e éd., Armand Colin,2009, p.539.)。

³⁸ 芦部信喜『憲法 第八版』岩波書店、2023年、124-125頁。

³⁹ 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論(1) [増補版]』有斐閣、2000年、122-124頁。

⁴⁰ 芦部信喜・同前、124頁。

⁴¹ 芦部信喜・同前、125頁。

⁴² なお、この認証審査では事実確認など一定の実質的審査が許されるとする最判昭和41年3月31日(訟月12巻5号669頁)がある。

⁴³ 田近肇「宗教法人法と国家の権限」法学教室515号、2023年8月号、52頁。戦前の宗教団体法の特徴、GHQによるいわゆる「人権指令」(1945年10月4日)による宗教団体法の廃止、それに代わる宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の制定、そして宗教法人法の制定へといたる経緯についても同論文を参照。

⁴⁴ ウィリアム・P・ウッタード・阿部美哉訳『天皇と神道』サイマル出版会、1988年、111頁。

⁴⁵ なお「人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によって害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然である」と指摘しつつも、それを被侵害利益として、直ちに損害賠償や差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば「かえって相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至る」こととなりかねない(最大判昭和63年6月1日、民集42巻5号277頁)として、訴訟当事者ではない神社(宗教法人)が憲法20条1項の保障する信

教の自由の享有主体であることを当然の前提とした最高裁判決もある。

⁴⁶ 渡部翁『逐条解説 宗教法人法〈第4次改訂版〉』ぎょうせい、2009年、378頁。

⁴⁷ もっとも、憲法学にも、憲法の「公共の福祉」という文言の人権制約原理としての抽象性を問題とし、国際法学者らからのその指摘は、「人権条約なみに具体的に人権制約が認められる／認められない場面を明示するような憲法改正に繋がり得る」とするものもある（横大道聡・吉田俊弘『憲法のリテラシー—問いから始める15のレッスン』有斐閣、2022年、228頁）。このように憲法の「公共の福祉」という文言はそれ自体人権制約原理として問題のあるものである。しかし、本意見書では現行憲法を前提とせざるをえないので、この問題にはこれ以上立ち入らない。

⁴⁸ 芦部信喜・前掲注③、105頁。

⁴⁹ 田近肇「宗教法人法と国家の権限」法学教室515号、2023年8月号、53頁。

⁵⁰ このような判例の立場については「公開・対審・判決の構造を基礎としつつ、公開手続によらずに権利義務の存否を含めて終局的決定を図っても憲法上許される場合がある」としつつ「その際、訴訟手続か非訟手続かという二分思考に固執せず、事件の類型や性質・内容に即した適正な審理方法の可能性が探求されるべきものと思われる」との有力な批判も憲法学にはある（佐藤幸治・前掲注④、658頁）。

⁵¹ 佐藤幸治・前掲注④、252頁。